

<別紙1>

独立行政法人地域医療機能推進機構
佐賀中部病院附属介護老人保健施設のご案内
重要事項説明書
(令和7年5月1日現在)

1、施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	佐賀中部病院附属介護老人保健施設
開設年月日	平成8年4月1日
所在地	佐賀市兵庫南三丁目8-1
電話番号	0952-22-3121
FAX番号	0952-28-5321
管理者	施設長 園畑 素樹
介護保険指定番号	4150180067

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に復帰できるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭等復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行います。退所後も家庭等での生活を継続できるように支援も行います。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

[佐賀中部病院附属介護老人保健施設 の運営方針]

- ① 明るく家庭的な雰囲気の中、入所者等の心身の特性に応じた看護・介護ケア及び機能訓練などのサービスを適切に提供するように努めます。
- ② 地域と家庭との連携を重視した運営に心掛け、利用者の方が家庭復帰を目指し、生き甲斐をもって療養生活を送ることができるように努めます。
- ③ 施設内における居宅介護支援事業所等と連携を密にし、利用者の方へ充実した福祉と介護の支援に努めます。

(3) 施設の職員体制基準

当施設は、以下の職員体制基準を満たしております。

職種・職名	常勤	夜間	業 務 内 容
施設長	0.2		施設の運営管理の統括に関すること。
副施設長	1		施設長を補佐し、適切な運営を図ること。
職種・職名	常勤	夜間	業 務 内 容

医 師	1		入所者等の診察、治療に関すること。
介護支援専門員	1		入所者等のケアプラン作成に関すること。
支援相談員	1		入所者等の相談、指導に関すること。
看護師・准看護師	8	1	入所者等の看護全般、援助に関すること。
介護職員	19	2	入所者等の介護全般、援助に関すること。
理学・作業療法士	0.8		運動、作業療法の計画、実施、評価に関すること。
事務員	適当数		施設療養費、利用料の請求、徴収に関すること。
管理栄養士	1		献立の作成及び栄養価の計算に関すること。
薬剤師	0.27		医師の処方箋に基づく調剤に関すること。
調理師	適当数		給食の調理及び配膳に関すること。
施設員	1		施設内外の環境整備、清潔の保持に関すること。

(4) 入所定員等

・定員 80 名

・療養室 従来型個室 16 室 多床室 18 室 (2 人室 4 室 4 人室 14 室)

2、サービス内容

- ① 施設サービス計画等の立案
- ② 食事（原則として食堂で提供いたします。）
- ③ 入浴（1 週間に 2 回、但し、利用者の身体の状態によっては清拭の場合もあります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥ リハビリテーションマネジメントに基づく機能訓練や日常生活動作の評価等
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等、栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別の食事の提供

3、介護保険上の 1 割、2 割、3 割負担並びに自己負担につきましては、別紙の料金表をご参照ください。

4、当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・名称 佐賀中部病院

・住所 佐賀市兵庫南三丁目 8－1

・協力歯科医療機関

・名称 下平歯科医院

・住所 佐賀市神野三丁目 2－20

5、施設利用に当たっての留意事項

①施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付以外の利用料として位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

②利用者は職員の指示に従って下さい。

- ③外来者が面会に来る時は、サービスステーションの許可を得て、所定用紙への記入をお願いします。
- ④敷地外への外出、外泊をする時はサービスステーションにて職員の許可を得てください。
- ⑤他の医療機関に受診する時は、サービスステーションの許可を得てください。無断で他の医療機関を受診された場合は医療保険との絡みで関係各所にご迷惑をかけることになりますので必ず守ってください。
- ⑥施設又は備品の毀損及び備品を施設外に持ち出さないでください。
- ⑦無断で備品の位置及び形状を変形しないでください。

6、非常災害対策

当施設では、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回の実施
- ・訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

7、禁止事項

- ①利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止しております。
- ②利用者同士の金銭及び物品のやり取りは禁止しております。
- ③職員への金品等のお心遣いは一切禁じております。
- ④当施設、敷地内での飲酒、喫煙は禁止しています。
- ⑤ペットの持ち込みは禁止となっています。
- ⑥金品等の持込は原則禁止となっています（万一、盗難紛失されましても当施設は責任を負いかねます）。

8、緊急時の連絡先

- ・緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9、虐待防止に関する事項

当施設では利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じております。

- ①虐待を防止するための委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に十分に周知します。
- ②虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- ③利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- ④その他虐待防止のために必要な措置をします。
- ⑤虐待防止に関して指針を設けております。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10、提供するサービスの第三者評価の実施状況

当施設ではサービスの第三者評価については現時点で実施しておりません。

11、要望又は苦情等の申出

独立行政法人地域医療機能推進機構	佐賀中部病院附属介護老人保健施設
支援相談員	0952-22-3121
佐賀県長寿社会課サービス指導係	0952-25-7266
佐賀中部広域連合給付課指導係	0952-40-1131
佐賀県国民健康保険連合会介護苦情処理係	0952-26-1477

<別紙2>

介護保険施設サービスについて

◇ 介護保険証の確認

入所期間中は、利用者の介護保険証を当施設で保管、管理させていただきます。

◇ 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるという施設サービス計画等に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されていますが、その際には、ご本人：ご家族の希望を十分に取り入れれますし、また、定期的に開催するご本人、扶養者の方参加型のサービス担当者会議（カンファレンス）をもとに計画し、それらの内容については同意をいただくようになります。

介護につきましては、施設サービス計画等に基づいて実施します。なお、利用者には、関節疾患、リウマチ、骨粗鬆症、認知症等の基礎疾患の割合が高く、一瞬の間に転倒骨折の危険性が施設内においてもあります。また、誤嚥等による容態急変の危険性も十分に考えられます。危険防止のための予防対策は行っておりますが、必ずしも万全ではありませんので、施設内でも危険があることを十分ご理解ください。

医療につきましては、介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師、看護師が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。

機能訓練につきましては、原則として機能訓練室にて行いますが、施設内の全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

栄養管理につきましては、心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇ 生活サービス

当施設入所中も明るい家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場にたって運営しています。

◇ 利用料金等につきましては、別紙4の利用料金表をご参照下さい。

個人情報の利用目的

- ◎ 独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設では、利用者様への適切なサービスを提供する為、利用者様並びにご家族様の個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。

【施設内での利用】

- 1、当施設が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- 2、介護保険事務
- 3、介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ①入退所等の管理
 - ②会計・経理
 - ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護サービスの向上

＊居室の名札は利用者等の安全対策のために従来どおり対応しています。

【施設外への情報提供としての利用】

- 1、当施設等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②その他の業務委託
 - ③家族等への心身の状況説明
- 2、介護保険事務のうち、
 - ①保険事務の委託
 - ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ④厚労省（LIFE）への情報送信
- 3、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - ① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ② 介護保険施設等において行なわれる学生の実習への協力
 - ③ 介護サービスの質の向上を目的とした施設内症例研究等
 - ④ 介護保険施設等において行われる季節行事等の広報

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - 外部監査機関への情報提供

お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせて頂きます。

これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

上記、個人情報に係るご質問等につきましては、相談窓口までお申し出下さい。

佐賀中部病院附属介護老人保健施設 施設長

◎当施設における個人情報等（記録等）は厚生省令第40号4章「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」により下記のとおり保管しておりますことをご了承ください。また、その期間は第38条の2項により2年間となっております。

・施設サービス計画

・介護老人保健施設は入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討している、その内容等の記録

【第 8条4項】

・介護保健施設サービスを提供した際の、提供した具体的なサービスの内容等の記録

【第 9条2項】

・市町村への通知に係る記録

【第22条 〃】

・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等の記録

【第34条2項】

・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【第36条2項】